

多良木町の保育料

〈1号認定〉 お子さんが満3歳以上で幼児教育を希望される場合（幼稚園利用）

○小学校第3学年までの児童からカウントして、1人目：基準額全額、2人目：基準額の1/2、3人目以降無料。

※所得割額77,101円未満の世帯については、第何子かを決定する際の算定対象となる子どもの年齢制限を撤廃する。（保護者と生計が同じであれば、高校生や大学生であろうと一番上の子を第1子とカウント）

※所得割額77,101円以上の世帯については、第2子以降の児童に対して上記の軽減措置に該当しない場合、対象児童の保育料は徴収基準額を20%減額とする。

※所得割額77,101円未満の要保護世帯については、第2子以降の保育料を0円とする。

※市町村民税非課税世帯（一般）の第2子の保育料を0円とする。

教育標準時間（1号認定）			
階 層	定 義	徴収基準額	
		多良木町 (平成30年度)	国基準
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)、里親世帯	0 円	0 円
第2-1	町民税非課税の要保護世帯等	0 円	0 円
第2-2	町民税非課税の一般世帯	1,500 円	3,000 円
第3-1	町民税所得割額77,101円未満の要保護世帯等	1,500 円	3,000 円
第3-2	町民税所得割額77,101円未満の一般世帯	7,500 円	14,100 円
第4	町民税所得割額211,200円以下の世帯	13,000 円	20,500 円
第5	町民税所得割額211,201円以上の世帯	18,100 円	25,700 円

※要保護世帯…ひとり親世帯や在宅障がい児(者)がいる世帯など

○幼稚園・認定こども園に通う児童の保育料については、その施設に直接納入していただきます。